

青森県報

第五百十二号

令和四年
九月十六日
(金曜日)

目次

告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(環境保全課) ……一
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(同) ……二
- 青森県特定公共賃貸住宅条例第四条第一項第三号の知事が定める基準……………(建築住宅課) ……三

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 教育委員会……………(総合学校教
育センター) ……四
- コンピュータ等賃貸借契約(令和四年度)に係る一般競争入札……………(事務局) ……六
- 人事委員会……………(事務局) ……六
- 人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(事務局) ……六

告

示

青森県告示第五百六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一

項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

株式会社丸勝小野商事

2 住所

南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田三五

3 代表者の氏名

代表取締役 小野 智史

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田三五の一

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、処理困難廃棄物、災害廃棄物(これらについて、産業廃棄物との混焼に限る。また、処理困難廃棄物及び災害廃棄物は可燃性であるもの限り、産業廃棄物である燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類と同様の形態であるものに限る。)

五 申請年月日

令和四年八月二十六日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課

中南地域県民局環境管理部

田舎館村住民課

2 期間

令和四年九月十六日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十月三十一日

2 提出先

〒〇三〇一八五七〇 青森市長島一丁目一の一
青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第五百七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

株式会社丸勝小野商事

2 住所

南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田三五

3 代表者の氏名

代表取締役 小野 智史

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田三五の一

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の廃棄物については混焼に限り、燃え殻、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については許可のある可燃性の廃棄物に付着したものに限る。）

五 申請年月日

令和四年八月二十六日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課
中津地域県民局環境管理部
田舎館村住民課

2 期間

令和四年九月十六日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十月三十一日

2 提出先

〒〇三〇一八五七〇 青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第五百八号

青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）第四条第一項第三号の知事が定める基準を次のとおり定める。

令和四年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

自ら居住するため住宅を必要とする者（所得が十五万八千円以上四十八万七千円以下である者に限る。）であつて次に掲げる者があるものであること。

- 一 現に同居し、又は同居しようとする児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六百十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。）
- 二 現に同居し、又は同居しようとするパートナー（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
空間放射線測定器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一のー

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年八月十九日

五 落札者の名称及び住所

日本レイテック株式会社
東京都武蔵野市中町一丁目二〇の八

六 落札金額

三千四万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年七月六日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

モニタリングカー 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年八月十九日

五 落札者の名称及び住所

株式会社守谷商会

東京都中央区八重洲一丁目四の二二

六 落札金額

四千六百五十三万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年七月六日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

気象観測装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年八月十九日

五 落札者の名称及び住所

北日本計装株式会社
八戸市城下一丁目一八の三

六 落札金額

千五百十二万五千円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年七月六日

教育委員会

コンピュータ等賃貸借契約（令和四年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年九月十六日

青森県総合学校教育センター所長 成 田 弘 行

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ及びソフトウェア等 一式

二 賃貸借期間

令和五年三月一日から令和十年二月二十八日（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがあ

る。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係資料を添えて、青森県総合学校教育センター所長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならぬ。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和四年十月七日 午後五時

5 提出場所

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

青森県総合学校教育センター総務課

電話 〇一七―七六四―一九九七

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字大矢沢字野田八〇の二
青森県総合学校教育センター総務課

電話 〇一七―七六四―一九九七

2 入札書の提出期限

令和四年十月二十七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

青森県総合学校教育センター三階CAD・CG研修室

令和四年十月二十八日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

5 契約金額
 落札金額をもって令和四年度の契約金額とする。ただし、令和五年度から令和八年度までの各年度の契約金額は、落札金額に十二を乗じた額とし、令和九年度の契約金額は落札金額に十一を乗じた額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Personal Computers and computer software I set
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p. m. October 27, 2022

3 Contact point for the notice:

Aomori Prefectural School Education Center
 80-2 Noda Oyasawa
 Aomori City, Aomori 030-0123
 JAPAN

TEL 017-764-1997

人事委員会

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一条例第二条第一項第一号の項中「公益社団法人青森県観光連盟」を「公益社団法人青森県観光国際交流機構」に改め、「公益財団法人青森県国際交流協会」を削る。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

<p>(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行</p>	
<p>定価 小口一枚二付十五円</p>	